

- (イ) 洗面設備
- (ロ) 便所
- (ハ) その他サービスの提供に必要な設備
- (ニ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分配慮されていること。
- (ホ) 夜間の時間帯を通じて、生活支援員が一人以上配置されていること。
- (ヘ) 精神障害者退院支援施設加算(Ⅲ)を算定すべき場合の施設基準
- (一) (1)から(5)までに掲げる基準を満たしていること。
- (二) 夜間の時間帯を通じて、宿直勤務を行う職員が一人以上配置されていること。

五 指定就労移行支援の施設基準  
 介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準  
 イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)を算定すべき場合の施設基準  
 前号口の(1)に規定する基準を満たしていること。  
 ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)を算定すべき場合の施設基準  
 前号口の(2)に規定する基準を満たしていること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準  
 就労継続支援B型サービス(Ⅰ)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準  
 当該指定就労継続支援B型事業所等ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。  
 ○厚生労働省告示第五百五十二号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定めることにより算定した単位数等を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。  
 平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)(第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数は、一月当たりに障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第百二十六条に規定する指定重度障害者等包括支援(以下「指定重度障害者等包括支援」という。))として提供される次のイからハまでに掲げる障害福祉サービスの種類に応じ、それぞれイからハまでに定めるところにより算定した単位数の合計数とする。  
 イ 居宅介護 重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練(就労移行支援、就労継続支援又は障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)附則第二十条に規定する旧法施設支援(通所によるものに限る。)(以下「居宅介護等」という。)) 次の(1)及び(2)を合計した単位数

- (1) 居宅介護等(一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。)(が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
- (一) 日中(午前八時から午後六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(が行われる場合 七百単位
- (二) 夜間(午後六時から午後十時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(又は早朝(午前六時から午前八時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(が行われる場合 七百単位の百分の二十五に相当する単位数を七百単位に加算した単位数
- (三) 深夜(午後十時から午前六時までの時間をいう。)(2)において同じ。)(が行われる場合 七百単位の百分の五十に相当する単位数を七百単位に加算した単位数

- (2) 居宅介護等(一日につき十二時間を超えない範囲において行われるものに限る。)(が行われる時間を次の(一)から(三)までに掲げる区分ごとに合計しそれぞれを四時間で除した数にそれぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数を乗じて得た単位数を合計した単位数
- (一) 日中に行われる場合 六百八十二単位
- (二) 夜間に行われる場合 六百八十二単位の百分の二十五に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数
- (三) 深夜に行われる場合 六百八十二単位の百分の五十に相当する単位数を六百八十二単位に加算した単位数

ロ 短期入所 一日につき八百九十単位。ただし、障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる支給決定障害者等である利用者に対して行われる場合にあつては、平成二十一年三月三十一日までの間、一日につき六百八十八単位を加算する。  
 共同生活介護 一日につき四百四十四単位に九十七単位の間、一日につき六百八十八単位を加算する。  
 二 介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数は、一週間又は四週間当たりに指定重度障害者等包括支援として提供される一のイからハまでに定める障害福祉サービスの種類に応じて算定される一のイからハまでに定める単位数の合計数を一週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては七、四週間当たりに提供される障害福祉サービスの単位数を算定する場合にあつては二十八で除して得た単位数とする。

○厚生労働省告示第五百五十三号  
 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第百七十一条、第百八十四条において準用する同令第百二十二条及び第百四十四条並びに附則第三条第二項及び附則第四条第一項並びに障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十二号)附則第三条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)附則第二条第二項及び附則第三条第一項並びに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十七号)附則第三条第一項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第百二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、第一号(障害者自立支援法施行令附則第十一条に規定する厚生労働大臣が定める者(平成十八年厚生労働省告示第五百三十六号)第二号に掲げる者に係る部分に限る。)(及び第二号から第四号までについては平成十八年十月一日から第一号(同告示第三号)に掲げる者に係る部分に限る。)(については平成十九年四月一日から適用する。  
 平成十八年九月二十九日 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)以下「指定障害福祉サービス基準」という。)(第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第百二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等  
 二 指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十四号)以下「障害福祉サービス基準」という。)(附則第二条第二項に規定する厚生労働大臣が定める者  
 三 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)(第4の1の注2に定める者